

病院・診療所等の防火体制に係る実態調査

厚生労働省医政局指導課

今後の有床診療所等の防火対策を考えていく資料とするため、平成25年11月1日付け厚生労働省医政局指導課長通知「病院・診療所等の防火体制に係る実態調査の実施について(依頼)」により、防火体制の実態調査を行い、一部について1月16日に中間報告をしたところであるが、今般、平成26年1月末までに提出のあった回答を含めた報告を行う。

調査対象 : 病院、診療所及び助産所

(※診療所は有床診療所(歯科を含む)に限る。また、助産所は入所施設を有する助産所に限る。)

調査基準日: 平成25年11月1日

調査内容 : ①防火設備の設置状況
スプリンクラーの設置状況
防火戸等の設置状況
その他防火設備の有無
②防火対策の体制整備状況

①防火設備の設置状況

ス プ リ ン ク ラ ー の 設 置 状 況																			
施設種別	回収状況(施設数)			全棟数	病床・入所施設を持つ棟の数	スプリンクラーを未設置である棟の数(病床・入所施設を持つ棟)													スプリンクラーの未設置割合
	配布	回収	回収率			100㎡未満	100～200㎡	200～300㎡	300～500㎡	500～700㎡	700～1,000㎡	1,000～1,500㎡	1,500～3,000㎡	3,000～6,000㎡	6,000㎡以上	不明その他	無回答	合計	
有床診療所	9,135	7,830	86%	9,085	8,031	18	134	256	868	1,096	1,731	1,886	991	92	21	40	215	7,348	91%
病院	8,543	7,820	92%	18,589	12,934	17	33	26	118	160	371	664	2,003	485	30	20	69	3,996	31%
助産所	329	251	76%	271	253	21	87	69	32	8	4	0	1	0	0	4	18	244	96%
合計	18,007	15,901	88%	27,945	21,218	56	254	351	1,018	1,264	2,106	2,550	2,995	577	51	64	302	11,588	55%

※スプリンクラーの設置については、消防法施行令第12条第1項第4号により、病院3,000㎡以上、診療所・助産所6,000㎡以上の棟には、設置義務が課されることとなるが、当該床面積の算定方法が、以下のとおり定められているため、棟の延べ床面積と単純比較ができない場合がある。

○同一建築物であっても、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなす。

○消防法施行規則第13条第2項にある部分(耐火構造の壁及び床で区画された小規模な部分)は、基準となる床面積に算定しない。 等

①防火設備の設置状況

防 火 戸 等 の 設 置 状 況																
施設種別	回収状況(施設数)			全棟数	防火戸等の設置枚数											
	配布	回収	回収率		開閉式防火戸										常時閉鎖式 防火戸	防火 シャッ ター
					温度ヒューズ 式	煙感知式(シ ステム連動 型)	煙感知式(シ ステム非連動 型)	炎感知式	熱煙複合式 感知器	その他	不明	合計	堅穴区画にお ける遮煙性能 を有しない防 火戸の数(再 掲)			
有床診療所	9,135	7,830	86%	9,085	1,063	12,903	2,435	505	1,043	4,987	1,551	24,487	2,582	12,285	2,920	
病院	8,543	7,820	92%	18,589	4,854	158,564	18,802	2,149	4,437	27,888	4,575	221,269	15,462	105,686	35,084	
助産所	329	251	76%	271	1	18	13	0	0	39	0	71	12	24	5	
合計	18,007	15,901	88%	27,945	5,918	171,485	21,250	2,654	5,480	32,914	6,126	245,827	18,056	117,995	38,009	

【参考】防火区画と防火戸(建築基準法施行令第112条)

●防火区画

建築物内で発生した火災の拡大を防止することを目的に、①一定面積毎の区画(面積区画)、②階段、吹抜等を他の部分との区画(堅穴区画※)等を規定。

※堅穴区画：耐火・準耐火建築物で吹抜、階段、昇降機の昇降路の部分等

<例外>避難階の直上階又は直下階のみに通ずるもので内装及び下地を不燃材料としたもの等

●防火戸

防火区画の壁の開口部には防火戸を設置する必要がある、設置される箇所(防火区画の種類等)により要求される性能が異なる。特に、堅穴区画等に設ける防火戸(令第112条第2号)については、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ常時閉鎖式又は煙の感知により自動的に閉鎖する随時閉鎖式とする必要がある※。

※堅穴区画等に設ける防火戸は昭和49年より煙感知式(随時閉鎖の場合)のものとなっており、それ以前に建築された建築物で「遮煙性能を有しないもの」や「温度ヒューズ(熱感知)式」のもの等は、増改築等する際、改修が必要となる。

① 防火設備の設置状況

・ 其他防火設備の設置状況

「病院・診療所等の防火体制に係る実態調査の実施について」(平成25年11月1日付け医政指発1101第1号)の調査表(様式2)により回答のあった有床診療所、病院、助産所における防火・消火用設備の設置の有無、避難訓練の実施の有無等について、「有」と回答があったものの割合を記載。

各設備等に係る消防法等の設置基準を示し、下段に記載があるものは、調査表(様式1)により集計した有床診療所、病院、助産所のそれぞれの棟の総数を100として、各設置基準(面積)に該当する棟数の割合を参考として記載している。

なお、個別の設置基準が設定されている場合もあることから、「設置の有」等の割合は、面積だけでみた場合の設置基準による割合を下回ることもある。

1. 消火設備の設置の有無

■消火器

設置基準: 延べ面積150㎡以上

有床診療所: 97. 8% 病院: 98. 0% 助産所: 92. 9%

< 150㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 97. 7% 病院: 97. 4% 助産所: 56. 6%

■屋内消火栓

設置基準: 延べ面積700㎡以上

主要構造部が耐火構造で、内装が難燃材料 2, 100㎡以上

主要構造部が耐火構造 又は 主要構造部が準耐火構造で、
内装が難燃材料 1, 400㎡以上

有床診療所: 23. 8% 病院: 84. 9% 助産所: 13. 0%

< 700㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 65. 2% 病院: 85. 4% 助産所: 3. 1%

< 1400㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 20. 3% 病院: 69. 8%

■屋外消火栓

設置基準: 1階及び2階部分の床面積の合計が3000㎡以上

耐火建築物にあっては9000㎡以上

準耐火建築物にあっては6000㎡以上

有床診療所: 15. 5% 病院: 39. 8% 助産所: 7. 1%

< 3000㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 2. 8% 病院: 42. 4% 助産所: 0%

2. 警報設備の設置の有無

■自動火災報知設備

設置基準: 延べ面積300㎡以上

【平成27年度よりすべての有床の施設に設置の義務化】

有床診療所: 93.7% 病院: 97.6% 助産所: 62.5%

< 300㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 93.1% 病院: 94.9% 助産所: 21.5%

■消防機関へ通報する火災報知設備

設置基準: 延べ面積500㎡以上

※消防機関へ通報できる電話が常時人がいる場所に設置されている等の19床以下のものは特例により免除

有床診療所: 50.6% 病院: 89.4% 助産所: 11.9%

< 500㎡以上であるものの割合 >

有床診療所: 80.4% 病院: 89.9% 助産所: 7.5%

■非常警報設備(非常ベル)

設置基準: 収容人員が20人以上

有床診療所: 87.3% 病院: 87.9% 助産所: 28.5%

■非常警報設備(自動式サイレン 又は放送設備)

設置基準: 自動式サイレンは収容人員が20人以上

放送設備は、収容人員300人以上

有床診療所: 47.8% 病院: 90.2% 助産所: 11.5%

3. 避難設備の設置の有無

■誘導灯・誘導標識

設置基準: すべての施設

有床診療所: 96.3% 病院: 97.9% 助産所: 55.3%

■避難器具

設置基準: 2階以上の階又は地階で、
収容人員20人以上については
右記のいずれかを設置

●すべり台

有床診療所: 4.4% 病院: 21.0% 助産所: 1.2%

●避難橋

有床診療所: 13.3% 病院: 11.0% 助産所: 11.5%

●救助袋

有床診療所: 12.3% 病院: 36.4% 助産所: 9.5%

●その他の 避難器具

有床診療所: 31.4% 病院: 47.2% 助産所: 22.9%

※収容人員の算定は、1. 医師、看護師等従業員の数、2. 病床の数、3. 待合室の床面積の合計を3㎡で除した数を合算したもの。

②防火対策の体制整備状況

1. 避難訓練等の状況

■消防計画に基づく避難訓練実施回数

(収容人員30人以上については、年2回以上)

<1回／年>

有床診療所:24.2% 病院:4.1% 助産所:24.5%

<2回／年>

有床診療所:56.0% 病院:86.4% 助産所:11.5%

<3回／年>

有床診療所:1.1% 病院:6.8% 助産所:0.8%

〔一医療機関当たり平均回数〕

有床診療所:1.5回 病院:2.3回 助産所:0.6回

■避難訓練の実施のうち夜間訓練又は 夜間を想定した訓練の実施の有無

有床診療所:35.9% 病院:80.7% 助産所:12.6%

■夜間の避難訓練等のマニュアルの作成

有床診療所:44.2% 病院:77.9% 助産所:24.5%

■医療機器の定期的な点検

(電気を使用する医療機器の定期的な(概ね1年に1回程度)
電源プラグの点検・手入れの実施の有無)

有床診療所:83.3% 病院:82.5% 助産所:74.3%

2. 夜間体制の状況

■消防計画上の夜間の届出人数

(消防計画は、収容人員30人以上については策定)

〔一医療機関当たり平均人数〕

■午前2時時点の人員数

(午前2時時点において勤務する職員数)

〔一医療機関当たり平均人数〕

■夜間防火管理責任者の配置

(夜間防火管理責任者(防火管理者不在時の代行者)の配置の有無)

■夜間巡視回数

(夜間における平均的な巡視回数)

〔一医療機関当たり平均回数〕

<1~2人>

有床診療所:48.0% 病院:4.0% 助産所:42.3%

<3~4人>

有床診療所:10.1% 病院:12.9% 助産所:1.2%

<5人以上>

有床診療所:4.1% 病院:68.9% 助産所:0.4%

有床診療所:3.2人 病院:23.3人 助産所:0.9人

<1~2人>

有床診療所:57.1% 病院:4.1% 助産所:75.5%

<3~4人>

有床診療所:8.3% 病院:13.4% 助産所:0%

<5人以上>

有床診療所:1.3% 病院:79.2% 助産所:0.4%

有床診療所:1.3人 病院:15.2人 助産所:1.0人

有床診療所:43.2% 病院:63.9% 助産所:42.7%

<1~2回>

有床診療所:32.3% 病院:38.5% 助産所:45.1%

<3~4回>

有床診療所:22.0% 病院:30.8% 助産所:19.8%

<5回以上>

有床診療所:9.0% 病院:23.2% 助産所:3.6%

有床診療所:2.4回 病院:3.9回 助産所:2.0回